

介護職員処遇改善支援補助金

ご担当者様 様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

令和6年度介護職員処遇改善支援補助金実績報告書の提出について

令和6年度介護職員処遇改善支援補助金交付要綱（令和6年4月1日付6福祉高介第2号。以下「交付要綱」という。）の第13条に基づき、実績報告書を下記の期限までにご提出をお願いいたします。

なお、実績報告書では補助金額を正確に記載する必要があるため、後日、都から令和6年2月から5月分の補助金額を通知いたしますので、それが届き次第、実績報告書の作成をお願いいたします。

記

1 提出期限

- (1) 令和6年9月30日（月）（月遅れ請求や過誤調整等がない場合）
- (2) 令和6年11月29日（金）（月遅れ請求や過誤調整等がある場合）

2 提出方法

HP上のクラウドアプリでのみ受け付けますので、郵送等での提出はできません。また、実績報告書は**法人単位**でご提出していただくようになっておりますのでご注意ください。

3 補助金額の通知について

令和6年2月から5月分の補助金額を通知いたしますが、その送付時期は9月上旬以降を予定しております。ただし、締め切りが早い上記1（1）の事業者優先で通知を送付いたしますので、上記1（2）に該当する事業者は9月中旬以降に送付する予定です。

4 その他

今回の補助金においては、以下2点の要件を満たす必要があります。

- ① 補助金の全額を介護職員等の賃金改善に充てること。
- ② 令和6年4・5月分の補助金の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

実績報告時において、上記の要件を満たさないことや余剰金が発生している場合（介護職員等の賃金改善額が補助金額を下回っている場合）は、東京都へ返還していただくこととなります。

また、実績報告書提出時に、実績報告の根拠となる資料（給与明細等）の提出は不要ですが、東京都から必要に応じて提出を求める場合がございますので、速やかに提出できるように適切に保管してください。

なにかご不明点等ございましたら、以下の質問フォームからご連絡ください。

○東京都福祉局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 介護職員処遇改善支援補助金について（令和6年2月から5月）



（担当）東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課
介護職員処遇改善支援補助金担当